

Ⅷ 税制及び税率

3. 国有資産等所在市町村交付金要綱（令和 4 年 3 月末現在）

(1) 国有資産等所在市町村交付金

区 分	交 付 者	交 付 の 客 体	算 定 標 準 額	算 定 期 日	交付時期	算 定 率	交 付 の 手 続 の 概 要
交 付 金	国又は地方 公 共 団 体	1. 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（貸付資産） （2 及び 3 に掲げるものを除く。） 2. 空港（空港法第 4 条第 1 項各号に掲げる空港及び第 5 条第 1 項に規定する地方管理空港）の用に供する固定資産 （3 に掲げるものを除く。） 3. 国有林野の管理経営に関する法律第 2 条第 1 項の国有林野に係る土地 4. 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 （1 に掲げるものを除く。） 5. 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの （1 に掲げるものを除く。） 6. 石油の備蓄の確保等に関する法律第 29 条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産	原則として価格及び算定標準額は国有財産台帳等に記載された固定資産の価格とする。ただし、算定標準額の算定については、次の特例あり。 1. 左欄の交付客体の 1 及び 2 に掲げる固定資産のうち、住宅及び住宅の用に供する土地 （その他の住宅に係るものは価格の 2/5） 地方税法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する一般住宅用地に相当する土地にあつては価格の 1/3、 第 2 項に規定する小規模住宅用地に相当する土地にあつては価格の 1/6 2. 空港の用に供する固定資産 （1 の規定の適用を受けるものを除く。）については価格の 1/2 3. ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産については、 最初の 5 年度分 価格の 1/2 その後 5 年度分 価格の 3/4 4. 大規模償却資産（本市には適用されない。）	前年の 3 月 31 日	6 月 30 日	算定標準額 × 1.4/100	交 付 団 体 （ 所 有 者 ） （台帳価格等通知） 前年の 11 月 30 日まで （価格修正申出） 前年の 12 月 31 日まで （同上回答） 申出の日から起算して 2 ヶ月以内 （交付請求）4 月 30 日まで （交付金額修正請求） 請求書受領の日から 起算して 30 日以内 （交付）6 月 30 日まで 受 領 団 体 （ 所 在 市 町 村 ）